

東根市建設工事請負契約約款の一部を改正する告示新旧対照表

改正後	改正前
<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 《略》</p> <p>(1)～(5) 《略》</p> <p><u>2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。</u></p> <p><u>3 第1項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第6項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>4</u> 《略》</p> <p><u>5</u> 《略》</p> <p><u>6</u> 《略》</p>	<p>(契約の保証)</p> <p>第4条 《略》</p> <p>(1)～(5) 《略》</p> <p>【新設】</p> <p><u>2 前項</u>の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（<u>第5項</u>において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。</p> <p><u>3</u> 《略》</p> <p><u>4</u> 《略》</p> <p><u>5</u> 《略》</p>
<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具（<u>以下この条において「工事目的物等」という。</u>）に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2、3 《略》</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物等</u>であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2項の規定による確認又は第39条第3項の規定による検査、立会い</p>	<p>(不可抗力による損害)</p> <p>第31条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）であつて発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2、3 《略》</p> <p>4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（<u>工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具</u>であつて第14条第2項、第15条第1項若しくは第2</p>

改正後	改正前
<p>その他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る<u>損害の額</u>に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(以下この条において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。<u>ただし、災害応急対策又は災害復旧に関する工事における損害については、発注者が損害合計額を負担するものとする。</u></p>	<p>項の規定による確認又は第39条第3項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額(第6項において「損害合計額」という。)のうち請負代金額の100分の1を超える額を負担しなければならない。</p>
<p>5 <u>損害の額</u>は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。 (1)～(3) 《略》</p>	<p>5 <u>損害額</u>は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。 (1)～(3) 《略》</p>
<p>6 数次にわたる不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」と、<u>同項ただし書中「損害合計額」とあるのは「損害合計額からすでに負担した額を差し引いた額」と読み替えてこれらの規定を適用する。</u> (前金払及び中間前金払)</p>	<p>6 数次にわたる不可抗力により損害額が累積した場合における第2次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第4項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の100分の1を超える額」とあるのは「請負代金額の100分の1を超える額からすでに負担した額を差し引いた額」と<u>読み替えて同項</u>の規定を適用する。 (前金払及び中間前金払)</p>
<p>第36条 《略》</p>	<p>第36条 《略》</p>
<p><u>2 受注者は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p>	<p>【新設】</p>
<p><u>3 発注者は、第1項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。</u></p>	<p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、その日から起算して14日以内に前払金を支払わなければならない。次項の規定による請求があったときも、また同様とする。</u></p>
<p><u>4 《略》</u> (1)～(3) 《略》</p>	<p><u>3 《略》</u> (1)～(3) 《略》</p>
<p><u>5 第2項及び第3項の規定は、前項の場合に準用する。</u></p>	<p>【新設】</p>

改正後	改正前
<p>6 受注者は、第4項の中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（別記様式第10号の2）に工事履行報告書（別記様式第10号の3）を添えて発注者又は発注者の指定する者に提出し、中間前金払に関する認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、その日から起算して原則として7日以内に、当該認定を行うかどうかを判断し、及び当該認定を行うときは中間前金払認定調書（別記様式第10号の4）により受注者に通知しなければならない。</p>	<p>4 受注者は、前項の中間前金払の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、中間前金払認定請求書（別記様式第10号の2）に工事履行報告書（別記様式第10号の3）を添えて発注者又は発注者の指定する者に提出し、中間前金払に関する認定を受けなければならない。この場合において、発注者又は発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、その日から起算して原則として7日以内に、当該認定を行うかどうかを判断し、及び当該認定を行うときは中間前金払認定調書（別記様式第10号の4）により受注者に通知しなければならない。</p>
<p>7 受注者は、請負代金額が増額された場合（増額する額が請負代金額の10分の4を超える場合に限る。）においては、受注者は、その増額後の請負代金額の10分の4（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項において同じ。）を差し引いた額に相当する額以内の前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第38条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第3項の規定を準用する。</p>	<p>5 受注者は、請負代金額が増額された場合（増額する額が請負代金額の10分の4を超える場合に限る。）においては、受注者は、その増額後の請負代金額の10分の4（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の6）から受領済みの前払金額（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金額を含む。次項において同じ。）を差し引いた額に相当する額以内の前払金（中間前払金の支払を受けているときは、中間前払金を含む。以下この条から第38条までにおいて同じ。）の支払を請求することができる。この場合においては、第2項の規定を準用する。</p>
<p>8 受注者は、請負代金額が減額された場合（受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7）を超える場合に限る。）においては、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第39条又は第40条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額のうちからその超過額を控除することができる。</p>	<p>6 受注者は、請負代金額が減額された場合（受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7）を超える場合に限る。）においては、請負代金額が減額された日から30日以内にその超過額を返還しなければならない。ただし、本項の期間内に第39条又は第40条の規定による支払いをしようとするときは、発注者は、その支払額のうちからその超過額を控除することができる。</p>
<p>9 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第4項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7）の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p>	<p>7 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の10分の5（第3項の規定により中間前払金の支払を受けているときは10分の7）の額を差し引いた額を返還しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>い。</p> <p>10 発注者は、受注者が第8項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第37条 受注者は、前条第7項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 <略></p> <p>3 <u>受注者は、前2項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であつて、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保証証書を寄託したものとみなす。</u></p> <p>4 <略></p> <p>（債務負担行為に係る前金払及び中間前金払の特則）</p> <p>第42条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第36条第1項及び第4項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条第1項、第4項及び第7項から第9項まで並びに第37条第2項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当初超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の</p>	<p>い。</p> <p>8 発注者は、受注者が第6項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率（以下「支払遅延防止法の遅延利息の率」という。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。</p> <p>（保証契約の変更）</p> <p>第37条 受注者は、前条第5項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>2 <略></p> <p>【新設】</p> <p>3 <略></p> <p>（債務負担行為に係る前金払及び中間前金払の特則）</p> <p>第42条 債務負担行為に係る契約の前金払及び中間前金払については、第36条第1項及び第3項中「契約書記載の工事完成の時期」とあるのは「契約書記載の工事完成の時期（最終の会計年度以外の会計年度にあつては、各会計年度末）」と、同条第1項、第3項及び第5項から第7項まで並びに第37条第2項中「請負代金額」とあるのは「当該会計年度の出来高予定額（前会計年度末における第39条第1項の請負代金相当額（以下この条及び次条において「請負代金相当額」という。）が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合において、当該会計年度の当初に部分払をしたときは、当初超過額を控除した額）」と読み替えて、これらの規定を準用する。ただし、この契約を締結した会計年度（以下「契約会計年度」という。）以外の会計年度においては、受注者は、予算の執</p>

改正後	改正前
<p>執行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。</p>	<p>行が可能となる時期以前に前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。</p>
<p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第36条第1項及び第4項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。</p>	<p>2 前項の場合において、契約会計年度について前払金及び中間前払金を支払わない旨が設計図書に定められているときには、同項の規定により準用される第36条第1項及び第3項の規定にかかわらず、受注者は、契約会計年度について前払金及び中間前払金の支払を請求することができない。</p>
<p>3、4 《略》</p>	<p>3、4 《略》</p>
<p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第4項の規定を準用する。 (発注者の催告によらない解除権)</p>	<p>5 第1項の場合において、前会計年度末における請負代金相当額が前会計年度までの出来高予定額に達しないときには、その額が当該出来高予定額に達するまで前払金及び中間前払金の保証期限を延長するものとする。この場合においては、第37条第3項の規定を準用する。 (発注者の催告によらない解除権)</p>
<p>第49条 《略》</p>	<p>第49条 《略》</p>
<p>(1)～(3) 《略》</p>	<p>(1)～(3) 《略》</p>
<p>(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去したうえで再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</p>	<p>(4) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除去したうえで再び建築しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。</p>
<p>(5)～(10) 《略》</p>	<p>(5)～(10) 《略》</p>
<p>(11) 《略》</p>	<p>(11) 《略》</p>
<p>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>を、受注者が法人である場合にはその役員、<u>その支店又は</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者<u>その他経営に実質的に関与している者</u>をいう。以下この号において同じ。)が、<u>暴力団又は暴力団員</u>であると認められたとき。</p>	<p>ア 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員<u>又はその支店若しくは</u>常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。)が<u>暴力団員</u>であると認められたとき。</p>
<p><u>(削る)</u></p>	<p><u>イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。</u></p>
<p><u>イ</u> 役員等が、<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等<u>している</u>と認められるとき。</p>	<p><u>ウ</u> 役員等が<u>自己</u>、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等<u>した</u>と認められるとき。</p>

改正後	改正前
<p><u>ウ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p><u>エ</u> <u>役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用する等していると認められるとき（イに該当する場合を除く。）。</u></p> <p>オ 役員等が、<u>暴力団又は</u>暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>カ、キ 《略》</p>	<p><u>エ</u> 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。</p> <p>【新設】</p> <p>オ 役員等が<u>暴力団又は</u>暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。</p> <p>カ、キ 《略》</p>